



島根県報

平成26年3月18日（火）

号外第34号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第156号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
一般国道	431号	出雲市矢尾町606番6地先から同市東林木町170番地先まで	前	A	メートル 6.00～14.00	メートル 4,340.00	出雲県土整備事務所 左記のA、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 減幅 トリプルウェイ
				B	23.00～120.00	4,290.00	
			後	A	6.00～14.00	4,340.00	
				B	20.50～120.00	4,290.00	
		出雲市矢尾町435番3地先から同町447番2地先まで	C	13.85～31.10	85.70		
県 道	八重垣神社八雲線	松江市佐草町841番1地先から同市八雲町平原1824番1地先まで	前	4.20～36.00	313.00	松江県土整備事務所 道路改良工事 拡幅	
			後	10.06～47.00	313.00		

島根県告示第157号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	431号	出雲市矢尾町504番3地先から同町499番3地先まで	メートル 71.00	平成26年 3月28日	出雲県土整備 事務所	
〃	〃	出雲市東林木町542番1地先から同町170番地先まで	302.00	平成26年 3月28日		
〃	〃	出雲市矢尾町435番3地先から同町447番2地先まで	85.70	平成26年 3月28日		
〃	〃	出雲市矢尾町606番6地先から同市東林木町170番地先まで	4,290.00	平成26年 3月28日		
県道	八重垣神社八雲線	松江市佐草町841番1地先から同市八雲町平原1824番1地先まで	313.00	平成26年 3月18日	松江県土整備 事務所	